

神奈川県神奈川海区 区画漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第1号	横浜市漁業協同組合	横浜市金沢区福浦地先	次のＡＢ、ＢＣ、ＣＤ及びＤＡの４直線によって囲まれた区域 点の位置 Ａ 北緯35度20分33.07秒 東経139度39分28.94秒の所 Ｂ 北緯35度21分10.90秒 東経139度39分29.41秒の所 Ｃ 北緯35度21分11.23秒 東経139度39分42.76秒の所 Ｄ 北緯35度20分32.81秒 東経139度39分42.94秒の所		第一種区画漁業	海藻	9月1日から翌年5月 31日まで	令和5年9月1日から 令和10年 8月 31日まで	団体	横浜市中区、南区、磯 子区及び金沢区	漁業時期終了時までに 養殖施設を撤去しなけ ればならない。
区第2号	横浜市漁業協同組合	横須賀市夏島町地先	次のＡＢ、ＢＣ、ＣＤ及びＤＡの４直線によって囲まれた区域 点の位置 Ａ 北緯35度19分52.96秒 東経139度38分36.13秒の所 Ｂ 北緯35度19分47.60秒 東経139度39分00.82秒の所 Ｃ 北緯35度19分43.03秒 東経139度38分59.53秒の所 Ｄ 北緯35度19分48.28秒 東経139度38分34.83秒の所		第一種区画漁業	海藻	9月1日から翌年5月 15日まで	令和5年9月1日から 令和10年 8月 31日まで	団体	横浜市中区、南区、磯 子区及び金沢区	漁業時期終了時までに 養殖施設を撤去しなけ ればならない。
区第3号	横須賀市東部漁業協同 組合	横須賀市三春町地先	次のＡＢ、ＢＣ、ＣＤ及びＤＡの４直線によって囲まれた区域 点の位置 Ａ 北緯35度16分36.22秒 東経139度41分32.74秒の所 Ｂ 北緯35度16分29.71秒 東経139度41分43.80秒の所 Ｃ 北緯35度16分22.90秒 東経139度41分38.54秒の所 Ｄ 北緯35度16分28.95秒 東経139度41分26.91秒の所		第一種区画漁業	海藻	10月1日から翌年6月 15日まで	令和5年9月1日から 令和10年 8月 31日まで	団体	横須賀市(長井、佐島、 芦名及び秋谷を除く。)	漁業時期終了時までに 養殖施設を撤去しなけ ればならない。
区第4号	横須賀市東部漁業協同 組合	横須賀市大津町地先	次のＡＢ、ＢＣ、ＣＤ及びＤＡの４直線によって囲まれた区域 点の位置 Ａ 北緯35度16分30.68秒 東経139度41分52.18秒の所 Ｂ 北緯35度16分28.05秒 東経139度42分06.22秒の所 Ｃ 北緯35度15分59.03秒 東経139度41分49.92秒の所 Ｄ 北緯35度16分01.66秒 東経139度41分37.10秒の所		第一種区画漁業	海藻	9月1日から翌年5月 31日まで	令和5年9月1日から 令和10年 8月 31日まで	団体	横須賀市(長井、佐島、 芦名及び秋谷を除く。)	漁業時期終了時までに 養殖施設を撤去しなけ ればならない。
区第5号	横須賀市東部漁業協同 組合	横須賀市大津町地先	次のＡＢ、ＢＣ、ＣＤ、ＤＥ、ＥＦ、ＦＧ、ＧＨ、ＨＩ、ＩＪ、 ＪＫ、ＫＬ及びＬＡの12直線によって囲まれた区域 点の位置 Ａ 北緯35度16分26.50秒 東経139度42分09.03秒の所 Ｂ 北緯35度16分20.60秒 東経139度42分55.47秒の所 Ｃ 北緯35度15分49.50秒 東経139度42分50.03秒の所 Ｄ 北緯35度15分49.75秒 東経139度42分38.44秒の所 Ｅ 北緯35度15分50.11秒 東経139度42分37.22秒の所 Ｆ 北緯35度15分50.29秒 東経139度42分29.16秒の所 Ｇ 北緯35度15分50.00秒 東経139度42分27.93秒の所 Ｈ 北緯35度15分50.36秒 東経139度42分11.73秒の所 Ｉ 北緯35度15分52.77秒 東経139度41分56.94秒の所 Ｊ 北緯35度15分58.31秒 東経139度41分58.52秒の所 Ｋ 北緯35度15分59.00秒 東経139度41分55.17秒の所 Ｌ 北緯35度16分03.93秒 東経139度41分56.68秒の所		第一種区画漁業	海藻	9月1日から翌年5月 31日まで	令和5年9月1日から 令和10年 8月 31日まで	団体	横須賀市(長井、佐島、 芦名及び秋谷を除く。)	漁業時期終了時までに 養殖施設を撤去しなけ ればならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第6号	横須賀市東部漁業協同組合	横須賀市松埜地先	次のAB、BC、CD、DE、EF、FG、GH、HI、IJ、JK及びKAの11直線によって囲まれた区域 点の位置 A 北緯35度16分14.23秒 東経139度42分54.93秒の所 B 北緯35度16分09.48秒 東経139度43分34.85秒の所 C 北緯35度15分57.13秒 東経139度43分30.25秒の所 D 北緯35度15分56.34秒 東経139度43分26.50秒の所 E 北緯35度15分55.22秒 東経139度43分26.79秒の所 F 北緯35度15分54.72秒 東経139度43分20.85秒の所 G 北緯35度15分53.49秒 東経139度43分20.99秒の所 H 北緯35度15分51.73秒 東経139度43分21.64秒の所 I 北緯35度15分52.09秒 東経139度43分08.68秒の所 J 北緯35度16分01.16秒 東経139度43分05.01秒の所 K 北緯35度16分03.54秒 東経139度42分52.99秒の所		第一種区画漁業	海藻	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年 8月 31日まで	団体	横須賀市(長井、佐島、 芦名及び秋谷を除く。)	漁業時期終了時まで に養殖施設を撤去しな ければならない。
区第7号	横須賀市東部漁業協同組合	横須賀市松埜地先	次のAB、BC、CD、DE、EF、FG、GH、HI及びIA の9直線によって囲まれた区域 点の位置 A 北緯35度15分54.39秒 東経139度43分33.49秒の所 B 北緯35度15分52.41秒 東経139度43分34.17秒の所 C 北緯35度15分51.08秒 東経139度43分32.19秒の所 D 北緯35度15分48.09秒 東経139度43分22.98秒の所 E 北緯35度15分48.20秒 東経139度43分14.37秒の所 F 北緯35度15分49.32秒 東経139度43分09.69秒の所 G 北緯35度15分51.33秒 東経139度43分09.91秒の所 H 北緯35度15分51.15秒 東経139度43分23.05秒の所 I 北緯35度15分53.46秒 東経139度43分22.18秒の所		第一種区画漁業	海藻	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年 8月 31日まで	団体	横須賀市(長井、佐島、 芦名及び秋谷を除く。)	漁業時期終了時まで に養殖施設を撤去しな ければならない。
区第8号	横須賀市東部漁業協同組合	横須賀市松埜地先	次のAB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域 点の位置 A 北緯35度15分56.62秒 東経139度43分32.98秒の所 B 北緯35度15分57.41秒 東経139度43分36.26秒の所 C 北緯35度15分54.18秒 東経139度43分36.80秒の所 D 北緯35度15分52.56秒 東経139度43分34.39秒の所		第一種区画漁業	海藻	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年 8月 31日まで	団体	横須賀市(長井、佐島、 芦名及び秋谷を除く。)	漁業時期終了時まで に養殖施設を撤去しな ければならない。
区第9号	横須賀市東部漁業協同組合	横須賀市破埜地先	次のAB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域 点の位置 A 北緯35度16分06.99秒 東経139度43分42.59秒の所 B 北緯35度16分03.89秒 東経139度43分53.54秒の所 C 北緯35度15分56.73秒 東経139度43分50.37秒の所 D 北緯35度15分59.86秒 東経139度43分39.46秒の所		第一種区画漁業	海藻	9月16日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年 8月 31日まで	団体	横須賀市(長井、佐島、 芦名及び秋谷を除く。)	漁業時期終了時まで に養殖施設を撤去しな ければならない。
区第10号	横須賀市東部漁業協同組合	横須賀市走水二丁目地先	次のAB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域 点の位置 A 北緯35度15分48.74秒 東経139度43分55.63秒の所 B 北緯35度15分46.97秒 東経139度43分56.92秒の所 C 北緯35度15分46.22秒 東経139度43分55.30秒の所 D 北緯35度15分48.02秒 東経139度43分54.15秒の所		第一種区画漁業	海藻	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年 8月 31日まで	団体	横須賀市(長井、佐島、 芦名及び秋谷を除く。)	漁業時期終了時まで に養殖施設を撤去しな ければならない。
区第11号	横須賀市東部漁業協同組合	横須賀市伊勢山埜地先	次のAB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域 点の位置 A 北緯35度15分53.71秒 東経139度44分15.97秒の所 B 北緯35度15分49.68秒 東経139度44分24.21秒の所 C 北緯35度15分43.73秒 東経139度44分19.93秒の所 D 北緯35度15分47.01秒 東経139度44分11.65秒の所		第一種区画漁業	海藻	9月16日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年 8月 31日まで	団体	横須賀市(長井、佐島、 芦名及び秋谷を除く。)	漁業時期終了時まで に養殖施設を撤去しな ければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第12号	横須賀市東部漁業協同組合	横須賀市鴨居四丁目地先	次のＡＢ、ＢＣ、ＣＤ及びＤＡの４直線によって囲まれた区域 点の位置 Ａ 北緯35度15分19.04秒 東経139度44分50.89秒の所 Ｂ 北緯35度15分16.41秒 東経139度44分51.03秒の所 Ｃ 北緯35度15分16.34秒 東経139度44分48.58秒の所 Ｄ 北緯35度15分18.86秒 東経139度44分48.26秒の所		第一種区画漁業	海藻	9月16日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年 8月 31日まで	団体	横須賀市(長井、佐島、 芦名及び秋谷を除く。)	漁業時期終了時まで に養殖施設を撤去しな ければならない。
区第13号	横須賀市東部漁業協同組合	横須賀市亀埦地先	次のＡＢ、ＢＣ、ＣＤ及びＤＡの４直線によって囲まれた区域 点の位置 Ａ 北緯35度14分50.35秒 東経139度44分21.22秒の所 Ｂ 北緯35度14分44.95秒 東経139度44分28.42秒の所 Ｃ 北緯35度14分37.21秒 東経139度44分21.22秒の所 Ｄ 北緯35度14分43.29秒 東経139度44分11.54秒の所		第一種区画漁業	海藻	9月16日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年 8月 31日まで	団体	横須賀市(長井、佐島、 芦名及び秋谷を除く。)	漁業時期終了時まで に養殖施設を撤去しな ければならない。
区第14号	横須賀市東部漁業協同組合	横須賀市鳥ヶ埼地先	次のＡＢ、ＢＣ、ＣＤ、ＤＥ及びＥＡの５直線によって囲まれた区域 点の位置 Ａ 北緯35度14分38.29秒 東経139度44分11.86秒の所 Ｂ 北緯35度14分34.36秒 東経139度44分19.71秒の所 Ｃ 北緯35度14分19.89秒 東経139度44分15.10秒の所 Ｄ 北緯35度14分20.04秒 東経139度44分01.06秒の所 Ｅ 北緯35度14分26.98秒 東経139度44分00.45秒の所		第一種区画漁業	海藻	9月16日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年 8月 31日まで	団体	横須賀市(長井、佐島、 芦名及び秋谷を除く。)	漁業時期終了時まで に養殖施設を撤去しな ければならない。
区第15号	横須賀市東部漁業協同組合	横須賀市鴨居二丁目地先	次のＡＢ、ＢＣ、ＣＤ、ＤＥ及びＥＡの５直線によって囲まれた区域 点の位置 Ａ 北緯35度14分20.72秒 東経139度43分33.13秒の所 Ｂ 北緯35度14分27.16秒 東経139度43分59.23秒の所 Ｃ 北緯35度14分18.34秒 東経139度44分01.31秒の所 Ｄ 北緯35度14分14.17秒 東経139度43分39.43秒の所 Ｅ 北緯35度14分15.79秒 東経139度43分34.68秒の所		第一種区画漁業	海藻	9月16日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年 8月 31日まで	団体	横須賀市(長井、佐島、 芦名及び秋谷を除く。)	漁業時期終了時まで に養殖施設を撤去しな ければならない。
区第16号	横須賀市東部漁業協同組合	横須賀市長瀬三丁目地先	次のＡＢ、ＢＣ、ＣＤ及びＤＡの４直線によって囲まれた区域 点の位置 Ａ 北緯35度13分37.23秒 東経139度43分45.83秒の所 Ｂ 北緯35度13分36.01秒 東経139度43分54.15秒の所 Ｃ 北緯35度13分29.53秒 東経139度43分52.75秒の所 Ｄ 北緯35度13分30.82秒 東経139度43分44.47秒の所		第一種区画漁業	海藻	9月16日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年 8月 31日まで	団体	横須賀市(長井、佐島、 芦名及び秋谷を除く。)	漁業時期終了時まで に養殖施設を撤去しな ければならない。
区第17号	横須賀市東部漁業協同組合	横須賀市長瀬三丁目地先	次のＡＢ、ＢＣ、ＣＤ、ＤＥ及びＥＡの５直線によって囲まれた区域 点の位置 Ａ 北緯35度13分26.11秒 東経139度43分20.46秒の所 Ｂ 北緯35度13分26.65秒 東経139度43分34.13秒の所 Ｃ 北緯35度13分17.58秒 東経139度43分35.11秒の所 Ｄ 北緯35度13分19.16秒 東経139度43分25.42秒の所 Ｅ 北緯35度13分22.65秒 東経139度43分20.82秒の所		第一種区画漁業	海藻	9月16日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年 8月 31日まで	団体	横須賀市(長井、佐島、 芦名及び秋谷を除く。)	漁業時期終了時まで に養殖施設を撤去しな ければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第18号	横須賀市東部漁業協同組合	横須賀市長瀬三丁目地先	次のＡＢ、ＢＣ、ＣＤ及びＤＡの４直線によって囲まれた区域 点の位置 Ａ 北緯35度13分40.25秒 東経139度43分06.88秒の所 Ｂ 北緯35度13分40.98秒 東経139度43分12.97秒の所 Ｃ 北緯35度13分35.65秒 東経139度43分14.77秒の所 Ｄ 北緯35度13分35.21秒 東経139度43分08.58秒の所		第一種区画漁業	海藻	9月16日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年 8月 31日まで	団体	横須賀市(長井、佐島、 芦名及び秋谷を除く。)	漁業時期終了時まで に養殖施設を撤去しな ければならない。
区第19号	横須賀市東部漁業協同組合	横須賀市久里浜七丁目地先	次のＡＢ、ＢＣ、ＣＤ及びＤＡの４直線によって囲まれた区域 点の位置 Ａ 北緯35度13分33.71秒 東経139度42分54.47秒の所 Ｂ 北緯35度13分32.35秒 東経139度42分58.07秒の所 Ｃ 北緯35度13分28.53秒 東経139度42分55.87秒の所 Ｄ 北緯35度13分29.93秒 東経139度42分52.27秒の所		第一種区画漁業	海藻	10月 1 日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年 8月 31日まで	団体	横須賀市(長井、佐島、 芦名及び秋谷を除く。)	漁業時期終了時まで に養殖施設を撤去しな ければならない。
区第20号	横須賀市東部漁業協同組合	横須賀市久里浜八丁目地先	次のＡＢ、ＢＣ、ＣＤ及びＤＡの４直線によって囲まれた区域 点の位置 Ａ 北緯35度13分16.75秒 東経139度43分14.26秒の所 Ｂ 北緯35度13分14.33秒 東経139度43分17.47秒の所 Ｃ 北緯35度13分10.99秒 東経139度43分13.72秒の所 Ｄ 北緯35度13分13.40秒 東経139度43分10.52秒の所		第一種区画漁業	海藻	10月 1 日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年 8月 31日まで	団体	横須賀市(長井、佐島、 芦名及び秋谷を除く。)	漁業時期終了時まで に養殖施設を撤去しな ければならない。
区第21号	横須賀市東部漁業協同組合	横須賀市野比地先	次のＡＢ、ＢＣ、ＣＤ、ＤＥ及びＥＡの５直線によって囲まれた区域 点の位置 Ａ 北緯35度12分14.29秒 東経139度41分24.43秒の所 Ｂ 北緯35度12分04.53秒 東経139度40分55.27秒の所 Ｃ 北緯35度11分59.13秒 東経139度40分48.00秒の所 Ｄ 北緯35度12分03.63秒 東経139度40分43.46秒の所 Ｅ 北緯35度12分24.48秒 東経139度41分18.34秒の所		第一種区画漁業	海藻	9月16日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年 8月 31日まで	団体	横須賀市(長井、佐島、 芦名及び秋谷を除く。)	漁業時期終了時まで に養殖施設を撤去しな ければならない。
区第22号	横須賀市東部漁業協同組合	横須賀市津久井地先	次のＡＢ、ＢＣ、ＣＤ及びＤＡの４直線によって囲まれた区域 点の位置 Ａ 北緯35度11分48.04秒 東経139度40分47.81秒の所 Ｂ 北緯35度11分33.28秒 東経139度40分27.73秒の所 Ｃ 北緯35度11分45.06秒 東経139度40分15.20秒の所 Ｄ 北緯35度11分59.02秒 東経139度40分36.12秒の所		第一種区画漁業	海藻	9月16日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年 8月 31日まで	団体	横須賀市(長井、佐島、 芦名及び秋谷を除く。)	漁業時期終了時まで に養殖施設を撤去しな ければならない。
区第23号	三和漁業協同組合	三浦市南下浦町上宮田地先	次のＡＢ、ＢＣ、ＣＤ、ＤＥ、ＥＦ及びＦＡの６直線によって囲まれた区域 点の位置 Ａ 北緯35度11分24.82秒 東経139度39分51.04秒の所 Ｂ 北緯35度11分17.19秒 東経139度39分59.14秒の所 Ｃ 北緯35度11分02.57秒 東経139度39分50.50秒の所 Ｄ 北緯35度10分58.08秒 東経139度39分35.67秒の所 Ｅ 北緯35度11分00.56秒 東経139度39分25.45秒の所 Ｆ 北緯35度11分06.39秒 東経139度39分28.90秒の所		第一種区画漁業	海藻	9月16日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年 8月 31日まで	団体	三浦市南下浦町上宮田	漁業時期終了時まで に養殖施設を撤去しな ければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第24号	みうら漁業協同組合	三浦市南下浦町菊名地先	次のＡＢ、ＢＣ、ＣＤ、ＤＥ及びＥＡの５直線によって囲まれた区域 点の位置 Ａ 北緯35度10分49.69秒 東経139度39分27.25秒の所 Ｂ 北緯35度10分47.81秒 東経139度39分33.62秒の所 Ｃ 北緯35度10分40.83秒 東経139度39分47.26秒の所 Ｄ 北緯35度10分34.17秒 東経139度39分42.04秒の所 Ｅ 北緯35度10分44.03秒 東経139度39分22.78秒の所		第一種区画漁業	海藻	9月16日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年 8月 31日まで	団体	三浦市南下浦町金田及び南下浦町菊名	漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。
区第25号	みうら漁業協同組合	三浦市南下浦町金田地先	次のＡＢ、ＢＣ、ＣＤ及びＤＡの４直線によって囲まれた区域 点の位置 Ａ 北緯35度10分24.59秒 東経139度39分46.36秒の所 Ｂ 北緯35度10分23.08秒 東経139度39分48.92秒の所 Ｃ 北緯35度10分19.88秒 東経139度39分46.18秒の所 Ｄ 北緯35度10分21.43秒 東経139度39分43.63秒の所		第一種区画漁業	海藻	9月16日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年 8月 31日まで	団体	三浦市南下浦町金田及び南下浦町菊名	漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。
区第26号	みうら漁業協同組合	三浦市南下浦町金田地先	次のＡＢ、ＢＣ、ＣＤ、ＤＥ、ＥＦ及びＦＡの６直線によって囲まれた区域 点の位置 Ａ 北緯35度10分00.65秒 東経139度39分41.65秒の所 Ｂ 北緯35度09分59.61秒 東経139度39分58.75秒の所 Ｃ 北緯35度09分43.91秒 東経139度40分19.84秒の所 Ｄ 北緯35度09分33.44秒 東経139度40分26.07秒の所 Ｅ 北緯35度09分32.21秒 東経139度40分18.04秒の所 Ｆ 北緯35度09分46.65秒 東経139度39分41.97秒の所		第一種区画漁業	海藻	9月16日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年 8月 31日まで	団体	三浦市南下浦町金田及び南下浦町菊名	漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。
区第27号	みうら漁業協同組合	三浦市南下浦町松輪地先	次のＡＢ、ＢＣ、ＣＤ及びＤＡの４直線によって囲まれた区域 点の位置 Ａ 北緯35度08分57.15秒 東経139度40分50.34秒の所 Ｂ 北緯35度08分56.83秒 東経139度40分59.66秒の所 Ｃ 北緯35度08分50.42秒 東経139度40分58.22秒の所 Ｄ 北緯35度08分51.10秒 東経139度40分48.97秒の所		第一種区画漁業	海藻	10月 1 日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から 令和10年 8月 31日まで	団体	三浦市南下浦町松輪	漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。
区第28号	みうら漁業協同組合	三浦市南下浦町松輪地先	次のＡＢ、ＢＣ、ＣＤ及びＤＡの４直線によって囲まれた区域 点の位置 Ａ 北緯35度08分29.72秒 東経139度40分18.98秒の所 Ｂ 北緯35度08分29.18秒 東経139度40分23.12秒の所 Ｃ 北緯35度08分26.69秒 東経139度40分22.58秒の所 Ｄ 北緯35度08分26.52秒 東経139度40分18.26秒の所		第一種区画漁業	海藻	10月 1 日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から 令和10年 8月 31日まで	団体	三浦市南下浦町松輪	漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。
区第29号	みうら漁業協同組合	三浦市南下浦町松輪地先	次のＡＢ、ＢＣ、ＣＤ及びＤＡの４直線によって囲まれた区域 点の位置 Ａ 北緯35度08分33.68秒 東経139度39分58.24秒の所 Ｂ 北緯35度08分33.21秒 東経139度40分02.96秒の所 Ｃ 北緯35度08分29.65秒 東経139度40分02.38秒の所 Ｄ 北緯35度08分30.15秒 東経139度39分57.67秒の所		第一種区画漁業	海藻	10月 1 日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から 令和10年 8月 31日まで	団体	三浦市南下浦町松輪	漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第30号	みうら漁業協同組合	三浦市南下浦町松輪地先	次のＡＢ、ＢＣ、ＣＤ、ＤＥ、ＥＦ及びＦＡの６直線によって囲まれた区域 点の位置 Ａ 北緯35度08分37.28秒 東経139度39分53.71秒の所 Ｂ 北緯35度08分36.99秒 東経139度39分55.25秒の所 Ｃ 北緯35度08分31.99秒 東経139度39分57.92秒の所 Ｄ 北緯35度08分23.06秒 東経139度39分55.11秒の所 Ｅ 北緯35度08分23.35秒 東経139度39分53.56秒の所 Ｆ 北緯35度08分32.31秒 東経139度39分56.37秒の所		第一種区画漁業	海藻	10月１日から翌年４月30日まで	令和5年9月1日から 令和10年 8月 31日まで	団体	三浦市南下浦町松輪	漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。
区第31号	みうら漁業協同組合	三浦市南下浦町松輪地先	次のＡＢ、ＢＣ、ＣＤ及びＤＡの４直線によって囲まれた区域 点の位置 Ａ 北緯35度08分19.71秒 東経139度39分50.75秒の所 Ｂ 北緯35度08分18.56秒 東経139度39分53.38秒の所 Ｃ 北緯35度08分15.57秒 東経139度39分51.47秒の所 Ｄ 北緯35度08分16.69秒 東経139度39分48.85秒の所		第一種区画漁業	海藻	10月１日から翌年４月30日まで	令和5年9月1日から 令和10年 8月 31日まで	団体	三浦市南下浦町松輪	漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。
区第32号	みうら漁業協同組合	三浦市南下浦町毘沙門地先	次のＡＢ、ＢＣ、ＣＤ及びＤＡの４直線によって囲まれた区域 点の位置 Ａ 北緯35度08分28.46秒 東経139度39分53.78秒の所 Ｂ 北緯35度08分28.21秒 東経139度39分54.97秒の所 Ｃ 北緯35度08分19.60秒 東経139度39分52.48秒の所 Ｄ 北緯35度08分20.11秒 東経139度39分48.52秒の所		第一種区画漁業	海藻	10月１日から翌年４月30日まで	令和5年9月1日から 令和10年 8月 31日まで	団体	三浦市南下浦町毘沙門	漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。
区第33号	みうら漁業協同組合	三浦市三崎町諸磯地先	次のＡＢ、ＢＣ、ＣＤ及びＤＡの４直線によって囲まれた区域 点の位置 Ａ 北緯35度09分25.92秒 東経139度36分47.44秒の所 Ｂ 北緯35度09分25.23秒 東経139度36分50.90秒の所 Ｃ 北緯35度09分24.01秒 東経139度36分50.40秒の所 Ｄ 北緯35度09分24.65秒 東経139度36分46.94秒の所		第一種区画漁業	海藻	10月１日から翌年５月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年 8月 31日まで	団体	三浦市三崎町諸磯のうち白須、新堀及び旧浜諸磯の区域	漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。
区第34号	みうら漁業協同組合	三浦市三崎町小網代地先	次のＡＢ、ＢＣ、ＣＤ及びＤＡの４直線によって囲まれた区域 点の位置 Ａ 北緯35度09分52.02秒 東経139度36分48.16秒の所 Ｂ 北緯35度09分48.96秒 東経139度37分05.69秒の所 Ｃ 北緯35度09分45.46秒 東経139度37分03.90秒の所 Ｄ 北緯35度09分49.28秒 東経139度36分47.26秒の所		第一種区画漁業	海藻	10月１日から翌年６月30日まで	令和5年9月1日から 令和10年 8月 31日まで	団体	三浦市三崎町小網代	漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。
区第35号	みうら漁業協同組合	三浦市三崎町小網代地先	次のＡＢ、ＢＣ、ＣＤ及びＤＡの４直線によって囲まれた区域 点の位置 Ａ 北緯35度09分55.22秒 東経139度37分03.86秒の所 Ｂ 北緯35度09分54.43秒 東経139度37分13.33秒の所 Ｃ 北緯35度09分52.09秒 東経139度37分13.07秒の所 Ｄ 北緯35度09分52.74秒 東経139度37分03.53秒の所		第一種区画漁業	海藻	10月１日から翌年６月30日まで	令和5年9月1日から 令和10年 8月 31日まで	団体	三浦市三崎町小網代	漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第36号	長井町漁業協同組合	横須賀市長井三丁目地先	次のAB、BC、CD、DE、EF、FG、GH、HI、IJ及びJAの10直線によって囲まれた区域 点の位置 A 北緯35度12分43.23秒 東経139度36分43.88秒の所 B 北緯35度12分41.54秒 東経139度36分53.13秒の所 C 北緯35度12分37.07秒 東経139度37分09.01秒の所 D 北緯35度12分28.69秒 東経139度37分07.42秒の所 E 北緯35度12分34.84秒 東経139度36分55.72秒の所 F 北緯35度12分36.75秒 東経139度36分47.73秒の所 G 北緯35度12分36.57秒 東経139度36分45.25秒の所 H 北緯35度12分38.23秒 東経139度36分45.71秒の所 I 北緯35度12分38.01秒 東経139度36分42.51秒の所		第一種区画漁業	海藻	9月16日から翌年6月15日まで	令和5年9月1日から 令和10年 8月 31日まで	団体	横須賀市長井	漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。
区第37号	長井町漁業協同組合	横須賀市長井地先	次のAB、BC、CD、DE及びEAの5直線によって囲まれた区域 点の位置 A 北緯35度12分36.93秒 東経139度37分19.38秒の所 B 北緯35度12分36.86秒 東経139度37分24.60秒の所 C 北緯35度12分32.83秒 東経139度37分28.91秒の所 D 北緯35度12分30.20秒 東経139度37分24.99秒の所 E 北緯35度12分28.51秒 東経139度37分17.72秒の所		第一種区画漁業	海藻	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年 8月 31日まで	団体	横須賀市長井	漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。
区第38号	長井町漁業協同組合	横須賀市長井三丁目地先	次のAB、BC、CD、DE、EF、FG、GH及びHAの8直線によって囲まれた区域 点の位置 A 北緯35度12分54.10秒 東経139度36分52.55秒の所 B 北緯35度12分48.63秒 東経139度37分14.88秒の所 C 北緯35度12分44.38秒 東経139度37分13.98秒の所 D 北緯35度12分40.49秒 東経139度37分12.53秒の所 E 北緯35度12分43.52秒 東経139度36分55.11秒の所 F 北緯35度12分47.15秒 東経139度36分56.69秒の所 G 北緯35度12分49.75秒 東経139度36分51.66秒の所 H 北緯35度12分52.63秒 東経139度36分51.73秒の所		第一種区画漁業	海藻	9月16日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年 8月 31日まで	団体	横須賀市長井	漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。
区第39号	横須賀市大楠漁業協同組合	横須賀市松越鼻地先	次のAB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域 点の位置 A 北緯35度12分56.66秒 東経139度37分11.38秒の所 B 北緯35度12分52.92秒 東経139度37分16.86秒の所 C 北緯35度12分49.42秒 東経139度37分11.85秒の所 D 北緯35度12分52.48秒 東経139度37分0 6.95秒の所		第一種区画漁業	海藻	9月16日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から 令和10年 8月 31日まで	団体	横須賀市佐島、芦名及び秋谷	漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。
区第40号	横須賀市大楠漁業協同組合	横須賀市松越鼻地先	次のAB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域 点の位置 A 北緯35度13分12.36秒 東経139度37分00.08秒の所 B 北緯35度13分05.77秒 東経139度37分06.52秒の所 C 北緯35度12分59.65秒 東経139度36分57.27秒の所 D 北緯35度13分06.24秒 東経139度36分50.83秒の所		第一種区画漁業	海藻	9月16日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から 令和10年 8月 31日まで	団体	横須賀市佐島、芦名及び秋谷	漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。
区第41号	横須賀市大楠漁業協同組合	横須賀市夷殿鼻地先	次のAB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域 点の位置 A 北緯35度13分55.30秒 東経139度35分47.25秒の所 B 北緯35度13分56.35秒 東経139度35分53.05秒の所 C 北緯35度13分51.60秒 東経139度35分54.34秒の所 D 北緯35度13分50.55秒 東経139度35分48.51秒の所		第一種区画漁業	海藻	9月16日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から 令和10年 8月 31日まで	団体	横須賀市佐島、芦名及び秋谷	漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第42号	横須賀市大楠漁業協同組合	横須賀市梵天ノ鼻地先	次のＡＢ、ＢＣ、ＣＤ及びＤＡの４直線によって囲まれた区域 点の位置 Ａ 北緯35度14分35.37秒 東経139度35分15.93秒の所 Ｂ 北緯35度14分23.49秒 東経139度35分34.76秒の所 Ｃ 北緯35度14分20.11秒 東経139度35分30.22秒の所 Ｄ 北緯35度14分31.56秒 東経139度35分11.76秒の所		第一種区画漁業	海藻	9月16日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から 令和10年 8月 31日まで	団体	横須賀市佐島、芦名及び秋谷	漁業時期終了時までに養殖施設を撤去しなければならない。
区第43号	葉山町漁業協同組合	三浦郡葉山町堀内地先	次のＡＢ、ＢＣ、ＣＤ及びＤＡの４直線によって囲まれた区域 点の位置 Ａ 北緯35度16分28.12秒 東経139度33分39.77秒の所 Ｂ 北緯35度16分23.95秒 東経139度33分48.81秒の所 Ｃ 北緯35度16分21.90秒 東経139度33分45.72秒の所 Ｄ 北緯35度16分25.64秒 東経139度33分37.83秒の所		第一種区画漁業	海藻	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から 令和10年 8月 31日まで	団体	三浦郡葉山町	漁業時期終了時までに養殖施設を撤去しなければならない。
区第44号	葉山町漁業協同組合	三浦郡葉山町堀内地先	次のＡＢ、ＢＣ、ＣＤ、ＤＥ及びＥＡの５直線によって囲まれた区域 点の位置 Ａ 北緯35度16分39.72秒 東経139度33分58.71秒の所 Ｂ 北緯35度16分41.16秒 東経139度34分04.36秒の所 Ｃ 北緯35度16分27.15秒 東経139度34分03.25秒の所 Ｄ 北緯35度16分24.38秒 東経139度33分55.33秒の所 Ｅ 北緯35度16分29.09秒 東経139度33分52.74秒の所		第一種区画漁業	海藻	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から 令和10年 8月 31日まで	団体	三浦郡葉山町	漁業時期終了時までに養殖施設を撤去しなければならない。
区第45号	葉山町漁業協同組合	三浦郡葉山町堀内地先	次のＡＢ、ＢＣ、ＣＤ及びＤＡの４直線によって囲まれた区域 点の位置 Ａ 北緯35度16分52.82秒 東経139度33分55.15秒の所 Ｂ 北緯35度16分53.54秒 東経139度33分59.25秒の所 Ｃ 北緯35度16分45.44秒 東経139度34分01.34秒の所 Ｄ 北緯35度16分44.68秒 東経139度33分57.49秒の所		第一種区画漁業	海藻	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から 令和10年 8月 31日まで	団体	三浦郡葉山町	漁業時期終了時までに養殖施設を撤去しなければならない。
区第46号	小坪漁業協同組合	逗子市新宿地先	次のＡＢ、ＢＣ、ＣＤ及びＤＡの４直線によって囲まれた区域 点の位置 Ａ 北緯35度17分26.98秒 東経139度33分57.85秒の所 Ｂ 北緯35度17分20.18秒 東経139度34分02.42秒の所 Ｃ 北緯35度17分07.44秒 東経139度33分48.63秒の所 Ｄ 北緯35度17分14.56秒 東経139度33分45.86秒の所		第一種区画漁業	海藻	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から 令和10年 8月 31日まで	団体	逗子市	漁業時期終了時までに養殖施設を撤去しなければならない。
区第47号	鎌倉漁業協同組合	鎌倉市材木座六丁目地先	次のＡＢ、ＢＣ、ＣＤ及びＤＡの４直線によって囲まれた区域 点の位置 Ａ 北緯35度18分07.34秒 東経139度32分41.24秒の所 Ｂ 北緯35度18分00.17秒 東経139度32分54.34秒の所 Ｃ 北緯35度17分35.01秒 東経139度32分31.81秒の所 Ｄ 北緯35度17分41.92秒 東経139度32分18.45秒の所		第一種区画漁業	海藻	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から 令和10年 8月 31日まで	団体	鎌倉市（腰越、七里ガ浜及び植木を除く。）	漁業時期終了時までに養殖施設を撤去しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第48号	鎌倉漁業協同組合	鎌倉市坂ノ下地先	次のＡＢ、ＢＣ、ＣＤ及びＤＡの４直線によって囲まれた区域 点の位置 Ａ 北緯35度18分18.90秒 東経139度32分15.18秒の所 Ｂ 北緯35度18分12.56秒 東経139度32分27.99秒の所 Ｃ 北緯35度17分46.35秒 東経139度32分10.57秒の所 Ｄ 北緯35度17分51.36秒 東経139度32分00.96秒の所		第一種区画漁業	海藻	10月１日から翌年４月 30日まで	令和5年9月1日から 令和10年 8月 31日まで	団体	鎌倉市（腰越、七里ガ 浜及び植木を除く。）	漁業時期終了時まで に養殖施設を撤去しな ければならない。
区第49号	腰越漁業協同組合	鎌倉市腰越地先	次のＡＢ、ＢＣ、ＣＤ及びＤＡの４直線によって囲まれた区域 点の位置 Ａ 北緯35度17分36.05秒 東経139度30分37.83秒の所 Ｂ 北緯35度17分41.89秒 東経139度29分54.96秒の所 Ｃ 北緯35度17分59.89秒 東経139度29分58.12秒の所 Ｄ 北緯35度17分57.04秒 東経139度30分41.54秒の所		第一種区画漁業	海藻	10月１日から翌年４月 30日まで	令和5年9月1日から 令和10年 8月 31日まで	団体	鎌倉市腰越、七里ガ浜 及び植木	漁業時期終了時まで に養殖施設を撤去しな ければならない。
区第50号	江の島片瀬漁業協同組 合	藤沢市江の島地先	次のＡＢ、ＢＣ、ＣＤ及びＤＡの４直線によって囲まれた区域 点の位置 Ａ 北緯35度17分36.34秒 東経139度28分22.98秒の所 Ｂ 北緯35度17分38.79秒 東経139度28分14.41秒の所 Ｃ 北緯35度17分43.83秒 東経139度28分16.60秒の所 Ｄ 北緯35度17分41.38秒 東経139度28分25.17秒の所		第一種区画漁業	海藻	10月１日から翌年４月 30日まで	令和5年9月1日から 令和10年 8月 31日まで	団体	藤沢市江の島、片瀬海 岸及び片瀬	漁業時期終了時まで に養殖施設を撤去しな ければならない。
区第51号	茅ヶ崎市漁業協同組合	茅ヶ崎市姥島地先	次のＡＢ、ＢＣ、ＣＤ及びＤＡの４直線によって囲まれた区域 点の位置 Ａ 北緯35度18分36.82秒 東経139度24分44.92秒の所 Ｂ 北緯35度18分36.90秒 東経139度24分52.95秒の所 Ｃ 北緯35度18分25.37秒 東経139度24分53.13秒の所 Ｄ 北緯35度18分25.30秒 東経139度24分45.18秒の所		第一種区画漁業	海藻	11月１日から翌年４月 15日まで	令和5年9月1日から 令和10年 8月 31日まで	団体	茅ヶ崎市	漁業時期終了時まで に養殖施設を撤去しな ければならない。
区第52号	横須賀市東部漁業協同 組合	横須賀市松埼地先	次のＡＢ、ＢＣ、ＣＤ及びＤＡの４直線によって囲まれた区域 点の位置 Ａ 北緯35度15分53.60秒 東経139度43分32.95秒の所 Ｂ 北緯35度15分53.78秒 東経139度43分33.70秒の所 Ｃ 北緯35度15分53.13秒 東経139度43分33.88秒の所 Ｄ 北緯35度15分52.95秒 東経139度43分33.13秒の所		第一種区画漁業	二枚貝	１月１日から12月31日 まで	令和5年9月1日から 令和10年 8月 31日まで	団体	横須賀市（長井、佐島、 芦名及び秋谷を除く。）	なし
区第53号	横須賀市東部漁業協同 組合	横須賀市走水二丁目地 先	次のＡＢ、ＢＣ、ＣＤ及びＤＡの４直線によって囲まれた区域 点の位置 Ａ 北緯35度15分48.67秒 東経139度43分53.75秒の所 Ｂ 北緯35度15分48.06秒 東経139度43分54.11秒の所 Ｃ 北緯35度15分47.77秒 東経139度43分53.43秒の所 Ｄ 北緯35度15分48.34秒 東経139度43分53.04秒の所		第一種区画漁業	二枚貝	１月１日から12月31日 まで	令和5年9月1日から 令和10年 8月 31日まで	団体	横須賀市（長井、佐島、 芦名及び秋谷を除く。）	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第54号	横須賀市東部漁業協同組合	横須賀市鴨居二丁目地先	次のＡＢ、ＢＣ、ＣＤ及びＤＡの４直線によって囲まれた区域 点の位置 Ａ 北緯35度14分17.59秒 東経139度43分44.50秒の所 Ｂ 北緯35度14分17.01秒 東経139度43分42.23秒の所 Ｃ 北緯35度14分19.50秒 東経139度43分41.33秒の所 Ｄ 北緯35度14分20.07秒 東経139度43分43.60秒の所		第一種区画漁業	二枚貝	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年 8月 31日まで	団体	横須賀市(長井、佐島、 芦名及び秋谷を除く。)	なし
区第55号	岩漁業協同組合	足柄下郡真鶴町岩地先	次のＡＢ、ＢＣ、ＣＤ、ＤＡの４直線によって囲まれた区域 Ａ 北緯35度09分48.18秒 東経139度 8分45.83秒の所 Ｂ 北緯35度09分29.28秒 東経139度 8分42.83秒の所 Ｃ 北緯35度09分28.36秒 東経139度 9分02.68秒の所 Ｄ 北緯35度09分49.27秒 東経139度 9分05.96秒の所		第一種区画漁業	二枚貝	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年 8月 31日まで	団体	足柄下郡真鶴町岩	なし
区第56号	横須賀市東部漁業協同組合	横須賀市夏島町地先	次のＡＢ、ＢＣ、ＣＤ、ＤＥ、ＥＦ及びＦＡの６直線によって囲まれた区域 点の位置 Ａ 北緯35度18分45.86秒 東経139度38分52.47秒の所 Ｂ 北緯35度18分42.73秒 東経139度38分52.72秒の所 Ｃ 北緯35度18分41.36秒 東経139度38分49.48秒の所 Ｄ 北緯35度18分41.22秒 東経139度38分44.66秒の所 Ｅ 北緯35度18分43.52秒 東経139度38分44.48秒の所 Ｆ 北緯35度18分45.57秒 東経139度38分46.46秒の所		第一種区画漁業	海藻・二枚貝	10月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年 8月 31日まで	団体	横須賀市(長井、佐島、 芦名及び秋谷を除く。)	漁業時期終了時までには 養殖施設を撤去しなければ ならない。
区第57号	横須賀市東部漁業協同組合	横須賀市猿島地先	次のＡＢ、ＢＣ、ＣＤ及びＤＡの４直線によって囲まれた区域 点の位置 Ａ 北緯35度17分00.49秒 東経139度41分29.90秒の所 Ｂ 北緯35度16分54.94秒 東経139度41分54.99秒の所 Ｃ 北緯35度16分50.59秒 東経139度41分54.31秒の所 Ｄ 北緯35度16分56.20秒 東経139度41分29.32秒の所		第一種区画漁業	海藻・二枚貝	10月1日から翌年6月15日まで	令和5年9月1日から 令和10年 8月 31日まで	団体	横須賀市(長井、佐島、 芦名及び秋谷を除く。)	漁業時期終了時までには 養殖施設を撤去しなければ ならない。
区第58号	横須賀市東部漁業協同組合	横須賀市旗山埼地先	次のＡＢ、ＢＣ、ＣＤ及びＤＡの４直線によって囲まれた区域 点の位置 Ａ 北緯35度15分55.25秒 東経139度44分03.76秒の所 Ｂ 北緯35度15分53.85秒 東経139度44分05.35秒の所 Ｃ 北緯35度15分52.74秒 東経139度44分03.11秒の所 Ｄ 北緯35度15分53.63秒 東経139度44分02.07秒の所		第一種区画漁業	海藻・二枚貝	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年 8月 31日まで	団体	横須賀市(長井、佐島、 芦名及び秋谷を除く。)	なし
区第59号	横須賀市東部漁業協同組合	横須賀市走水伊勢山埼地先	次のＡＢ、ＢＣ、ＣＤ及びＤＡの４直線によって囲まれた区域 点の位置 Ａ 北緯35度15分48.52秒 東経139度44分02.04秒の所 Ｂ 北緯35度15分47.69秒 東経139度44分03.87秒の所 Ｃ 北緯35度15分46.36秒 東経139度44分03.26秒の所 Ｄ 北緯35度15分48.06秒 東経139度44分00.56秒の所		第一種区画漁業	海藻・二枚貝	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年 8月 31日まで	団体	横須賀市(長井、佐島、 芦名及び秋谷を除く。)	漁業時期終了時までには 養殖施設を撤去しなければ ならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第60号	横須賀市東部漁業協同組合	横須賀市西浦賀町地先	次のA B、B C、C D、D E及びE Aの5直線によって囲まれた区域 点の位置 A 北緯35度14分12.80秒 東経139度43分36.37秒の所 B 北緯35度14分11.00秒 東経139度43分41.44秒の所 C 北緯35度14分07.58秒 東経139度43分47.20秒の所 D 北緯35度14分01.03秒 東経139度43分41.44秒の所 E 北緯35度14分07.51秒 東経139度43分33.74秒の所		第一種区画漁業	海藻・二枚貝	9月16日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年 8月 31日まで	団体	横須賀市(長井、佐島、 芦名及び秋谷を除く。)	漁業時期終了時まで に養殖施設を撤去しな ければならない。